

中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第5号

中山間地域活性化資金利子補給規則の一部を改正する規則

中山間地域活性化資金利子補給規則（平成2年岩手県規則第61号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 銀行、<u>相互銀行</u>、信用金庫及び信用組合 (利子補給の承認申請)</p> <p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ中山間地域活性化資金利子補給承認申請書（様式第1号）を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(利子補給の承認)</p> <p>第7条 局長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、中山間地域活性化資金利子補給承認書（<u>様式第2号</u>）により利子補給の承認を行うものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 融資機関 次に掲げる者をいう。</p> <p>ア～カ [略]</p> <p>キ 銀行、信用金庫及び信用組合 (利子補給の承認申請)</p> <p>第6条 融資機関は、貸し付ける資金に係る利子補給を受けようとするときは、当該貸付けについて、あらかじめ<u>別に定める様式による</u>中山間地域活性化資金利子補給承認申請書を所管する広域振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(利子補給の承認)</p> <p>第7条 局長は、前条に規定する申請書の提出を受けた場合は、当該書類を審査し、その貸付けについて利子補給をすることが適当と認めるときは、<u>別に定める様式による</u>中山間地域活性化資金利子補給承認書により利子補給の承認を行うものとする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

様式第1号及び様式第2号を削る。

附 則

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- この規則による改正後の中山間地域活性化資金利子補給規則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申請書又は承認書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申請書又は承認書については、なお従前の例による。